



平成 30 年 6 月 26 日
福 祉 保 健 局

東京都食品安全審議会の都民委員を募集します

都では、食品の安全の確保に関する施策について調査審議するため、東京都食品安全審議会を設置しています。この審議会は、学識経験者や消費者団体の代表、事業者のほか、都民からの公募委員で構成されています。

このたび、現委員の任期が満了となるため、以下のとおり公募委員を募集します。

1 募集人数

2 人

2 任 期

委嘱の日（平成 30 年 12 月予定）から 2 年間

3 応募資格

都内在住の満 20 歳以上の方（平成 30 年 7 月 1 日現在）で、平日に開催する年 3 回程度の会議に出席できる方（現在、都の他の附属機関の委員となっている方、都職員を除く。）

4 応募方法

次の（1）及び（2）の書類を併せて、応募先まで郵送又は電子メールで送付してください（電子メールで送付する場合には、Windows 対応の Word 文書（Microsoft Word）又はテキスト文書を添付すること）。なお、応募書類については返却しません。

（1）作文（1,000 字程度）

テーマ：応募動機と食の安全に関して東京都に期待すること

（2）①住所 ②氏名 ③年齢 ④性別 ⑤職業 ⑥電話番号 ⑦メールアドレス（電子メールで送付する場合のみ。）を記入したもの（作文とは別の用紙に記入すること。）

5 応 募 先

〒163-8001（住所不要）東京都福祉保健局健康安全部食品監視課

電話番号 03-5320-4401

メールアドレス S0000293@section.metro.tokyo.jp

6 応募締切

平成 30 年 7 月 17 日（火曜日）（当日消印有効）

（電子メールで送付する場合は、7 月 17 日必着）

7 選考方法

福祉保健局に設置する公募委員選考委員会で選考の上、決定します。選考は、書類選考（一次）、面接（二次）により行い、結果は平成 30 年 11 月（予定）に本人へ通知します。

8 その他

東京都食品安全審議会の概要については、裏面参照

<問合せ先>

福祉保健局健康安全部食品監視課

中村、佐々木

電 話：03-5320-4401（直通）

都庁内線：34-340、34-341

東京都食品安全審議会の概要

1 設置の目的

東京都食品安全条例に基づく知事の附属機関であり、東京都における食品の安全の確保に関する施策について、知事の諮問に応じて調査審議することを目的としています。

2 調査審議事項

次に掲げる事項を調査審議します。

- (1) 食品安全推進計画に関すること。
- (2) (1) のほか、食品の安全の確保に関する基本的事項

3 審議会の構成

都民、事業者及び学識経験者 25名以内で構成します。

・参考：東京都食品安全審議会ホームページ

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/jourei/shingikai.html>